

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1005））
2. 日 時：平成30年6月4日 13時30分～16時35分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

正岡主任安全審査官、高木安全審査官、関根技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 炉心燃料サイクルグループ 他15名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他3名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 担当

他3名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 主任 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち、燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書等関係及び基本設計方針について説明があった。

- (2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書等関係】

- 使用済燃料プールゲートの構造、強度などを説明すること。
- 新燃料を使用済燃料プールに保管する際の作業の詳細を説明すること。
- ナイロンスリングの安全率について、再度網羅的に説明すること。

【基本設計方針（原子炉格納施設、計測制御系統施設）関係】

- 技術基準規則第61条への適合性に関して、過渡時自動減圧機能のタイマー設定の考え方を整理して提示すること。
- 技術基準規則第66条への適合性に関して、ペDESTAL下部にあるドレン排水弁の閉止タイミングとラプチャディスクの悪影響防止対策を、整理し提示すること。
- 技術基準規則第66条への適合性に関して、可搬型代替注水中型ポンプによる注水操作が、中型ポンプ車2台が直列に運転することを整理し提示すること。

- (3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ V-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書
- ・ V-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書
- ・ V-1-3-5 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 補足-180-3【使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書に係る補足説明資料】
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 補足-180-2【燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書に係る補足説明資料】
- ・ 【論点 2 2】燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性